

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)のお知らせ

**保険証が8月1日(土)から
新しくなります**

現在、ご利用いただいている保険証の有効期限は、7月31日(金)までとなっています。
新しい保険証は7月中旬から福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。
8月1日(土)からは新しい保険証をお使いください。
新しい保険証は、お名前や負担割合を見やすくするため、大きさが2倍になっています。2つ折りにすると今までと同じ大きさになります。



※8月1日からの負担割合は、前年の所得で判定します。これまでと負担割合が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

**「限度額適用・標準負担額
減額認定証」の送付**

現在、適用を受けられている認定証の有効期限は、7月31日(金)までとなっています。

そこで、現在、認定証をお持ちで、平成21年度も引き続き適用を受けられるかについては、新しい認定証を郵送します。8月1日(土)からは新しい認定証をお使いください。(新たに申請をしていただく必要はありません)

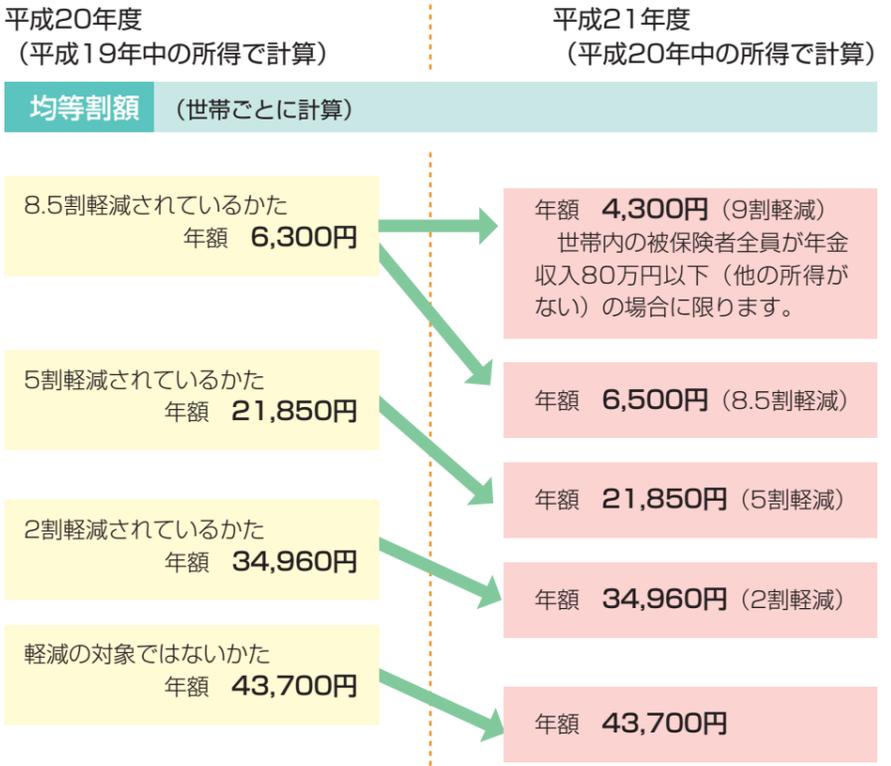
※「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、長寿医療制度の被保険者のかたが、市・県民税の非課税世帯に属している場合、申請により認定されます。入院されたときの食事代などの負担が減額されるものです。詳しくは、市民課 高齢者医療グループにお問い合わせください

保険料

平成21年度の保険料の軽減措置が左図のように変更されます。
平成21年度の正式な保険料額は、7月以降に決定し「保険料額決定通知書」が送付されます。(7月中旬に送付予定)

保険料のお支払い方法を 選択できます

長寿医療制度の保険料のお支払い方法について、「年金からのお支払い」になっているかたは、「口座振替」への選択をすることができます。
現在、お手続きいただくと、10月から年金天引きを中止することができます。



高額医療・高額介護合算 療養費制度が始まります

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

世帯内の長寿医療制度の加入者のかた全員が、1年間に支払った長寿医療保険と介護保険の自己負担を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。
※申請方法など、詳しくは以降の広報かつやまでお知らせします

～このように負担が軽減されます～

これまでは…
例えば、1年間で、長寿医療保険 25万円、介護保険 25万円、**年間の負担額が 50万円**の場合

これからは…
年間 50万円を支払った後、支給の申請をすると、基準額：31万円(世帯員全員が市民税非課税の場合)を超えた金額(19万円)が支給され、**年間の負担額が 31万円**になります

平成21年度の 支給要件・支給額

毎年8月からその翌年7月までの

	(1)の額	(2)の額
① 被保険者証の負担割合が「3割」となっているかた	89万円	67万円
② ①・③・④以外のかた	75万円	56万円
③ 世帯員全員が市民税非課税のかた	41万円	31万円
④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定基準以下(年金収入80万円以下など)のかた	25万円	19万円

(注)「上記の金額+500円」が基準額となり、自己負担がその額を超える場合に、「自己負担-上記の額」を支給することになります

長寿医療保険と介護保険の自己負担をもとに支給額を計算しますが、平成20年4月から開始されたため、平成21年度は、次のように支給額を計算します。

(1) 世帯内の長寿医療制度の加入者のかた全員が、平成20年4月から平成21年7月までに支払った長寿医療保険・介護保険の自己負担が次の基準額を超える場合に、その超えた額を支給します。

(2) 平成20年8月から平成21年7月までの自己負担が、次の額を超える場合には、その超えた額と、(1)により計算した支給額とを比べ、大きい額を支給します。

10月から年金天引きとなるかどうかは、7月中旬に送付予定の「保険料額決定通知書」をご覧ください。

10月からの年金天引きを中止するには7月31日(金)までに手続きしてください。

※10月からの年金天引きのお知らせが、7月に届く前でも、中止の申し込

込みをすることはできません

※なお、期日を過ぎてお申し込みをされた場合、12月以降の年金から天引きを中止することになりますのでご了承ください

申込場所▼市民課

- 申込に必要なもの▼
 - 振替口座の預金通帳
 - 通帳のお届け印
 - 長寿医療制度の保険証

※年金天引きをすでに中止して口座振替を選択されているかたは、再度の手続きは必要ありません

※すでに金融機関で口座振替の申し込みをしているかたでも、年金天引き中止のお申し込みをしていないかたは、年金天引きが優先されます

※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払ったかたに適用されます。これにより、世帯全体の所得税や市・県民税が減額となる場合がありますので、十分ご留意ください

※これまでの納付状況などから、口座振替への変更が認められない場合があります

市民課 ☎ 88-8102